

京都府流域下水道事業経営審議会 第1回財政部会 資料



令和2年8月26日

目次

1 令和元年度決算の概要

- ① 概要
- ② 資金不足額
- ③ 一般会計繰入金
- ④ 開始貸借対照表

2 現状の市町負担金

- ① 流域下水道事業の費用負担の考え方
- ② 公営企業会計への移行に係る市町負担金計上の考え方
- ③ 企業債償還金の財源
- ④ 起債償還にかかる地方負担分

3 移行にあたっての会計上の考え方

- ① 官庁会計(単式簿記)と公営企業会計(複式簿記)
- ② 京都府流域下水道事業の公営企業会計への移行
- ③ 移行にあたっての会計上の考え方

目次

4 市町負担金に係る計上方法の見直し(案)

- ① 京都府流域下水道事業公営企業会計の課題
- ② 期間損益計算費用配分について
- ③ 維持管理負担金
- ④ 建設負担金
- ⑤ 課題及び対応(案)

5 その他

- ① 他都道府県の状況
- ② 一般会計繰入金

1 令和元年度流域下水道事業会計決算の概要

① - 1 概要

(単位:百万円)

(1) 収益的収支(3条)

△1,409百万円の赤字

区分	令和元年度決算
収入 A	16,666
支出 B	18,075
差引 C(A-B)	△ 1,409

(2) 資本的収支(4条)

△594百万円の赤字(損益勘定留保資金で補填)

① - 2 概要

収益的収支(3条)

(単位:百万円)

収 入	決算額
第1款 流域下水道事業収益	17,262
第1項 営業収益	6,425
第2項 営業外収益	10,744
第3項 特別利益	93

(単位:百万円)

支 出	決算額
第1款 流域下水道事業費用	18,555
第1項 営業費用	17,825
第2項 営業外費用	434
第3項 特別損失	296

資本的収支(4条)

(単位:百万円)

収 入	決算額
第1款 資本的収入	11,833
第1項 企業債	4,349
第2項 出資金	1,300
第3項 負担金	2,288
第4項 補助金	3,896

(単位:百万円)

支 出	決算額
第1款 資本的支出	12,428
第1項 建設改良費	8,275
第2項 企業債償還金	4,115
第3項 国庫補助金返還金	38

<収益的収支の赤字の原因>

- ・公営企業会計移行に伴い、単式簿記から複式簿記になり、計上の区分が変更され、投資等に対する財源の一部が資本的収入に計上されたことによるもの。

② 資金不足額

(2) 資金不足額

(単位:円)

流動負債(企業債、未払金等)	△ 9,668,155,961
建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,245,588,795
流動資産(現金・預金、未収金等)	5,874,648,415
翌年繰越額にかかる財源充当額	△ 1,497,479,622
計	△ 45,398,373

<現状>

資金に余裕がない状況である。

ただし、財政健全化法の資金不足は生じてない。(解消可能資金額に該当)

③ 一般会計繰入金

(3) 一般会計繰入金

○補助金

612,423,000 円

○出資金

1,300,151,000円

(単位:円)

一般会計繰入金		
補助金		612,423,000
	高度処理	286,250,000
	雨水	11,144,000
	企業債利息	331,841,000
	消費税	△ 16,812,000 (基準外)
出資金		1,300,151,000
	企業債償還金	1,299,763,000
	建設改良費	388,000 (基準外)

- ・消費税及び建設改良に係る繰入金以外は、全て繰出基準内。
- ・消費税に係る繰入金はR2年度、建設改良に係る繰入金はR3年度に廃止予定。
- ・企業債償還金に係る繰入金については、**府と市町の間で負担区分を協議した割合に基づいて繰入**している。

④ 開始貸借対照表

資産の部	172,873,182,332
固定資産	166,937,625,079
有形固定資産	163,113,937,059
無形固定資産	224,335,854
建設仮勘定	3,599,352,166
流動資産	5,935,557,253
現金・預金	5,459,444,630
未収金	476,112,623

負債の部	158,009,948,874
固定負債	31,636,117,548
企業債	31,636,117,548
流動負債	8,493,862,718
企業債	4,114,826,873
未払金	4,379,035,845
繰延収益	117,879,968,608
長期前受金	115,016,565,606
建設仮勘定長期前受金	2,863,403,002
資本の部	14,863,233,458
資本金	24,778,498
剰余金	14,838,454,960
資本剰余金	14,838,454,960

・資産のほとんどを負債が占め、資本金が少額

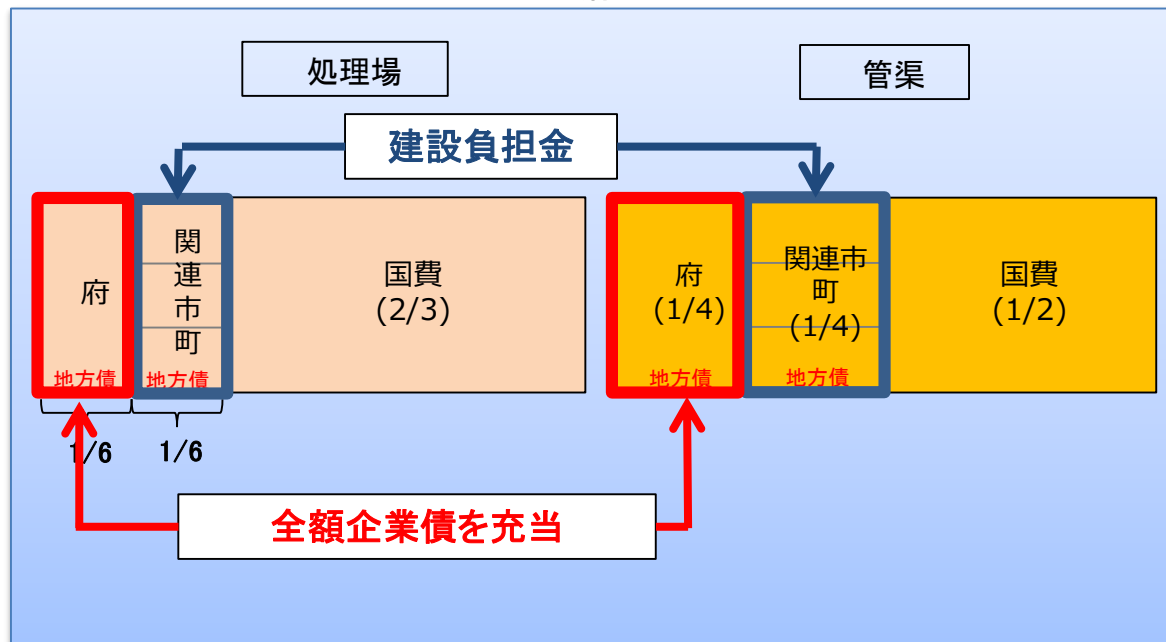
2 現状の市町負担金

① 流域下水道事業の費用負担の考え方

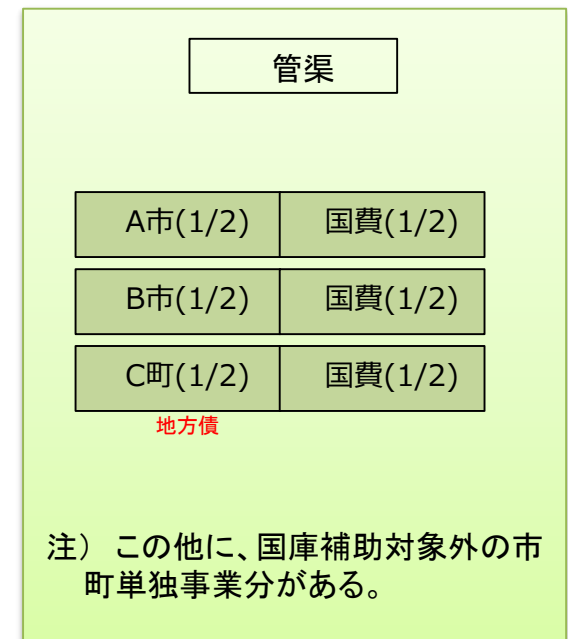
- **建設費**は国庫補助分を除いた地方負担分を府と市町で折半（府・市町とも企業債充当）
 - **企業債（地方債）の元利償還金**は、地方交付税措置分を除いた地方負担分を府と市町（使用料が財源）で分担
 - **維持管理費**はかかった経費を市町（使用料が財源）が負担
- なお、高度処理分など受益者負担に馴染まない部分は、府と市町の一般財源で負担

流域下水道に係る建設費の費用負担

流域下水道事業
(府)



流域関連公共下水道事業
(市町)



② 公営企業会計への移行に係る市町負担金計上の考え方

市町負担金については、それぞれの目的に応じた負担金として頂いていることから、資本的支出に対応するものは資本的収入に、収益的支出に対応するものは収益的収入に計上している。

建設負担金

○建設改良費（資本的支出）に係る負担金



資本的収入

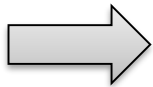
維持管理負担金

○維持管理費（収益的支出）に係る負担金



収益的収入

○企業債償還金（資本的支出）に係る負担金



資本的収入

○支払利息（収益的支出）に係る負担金

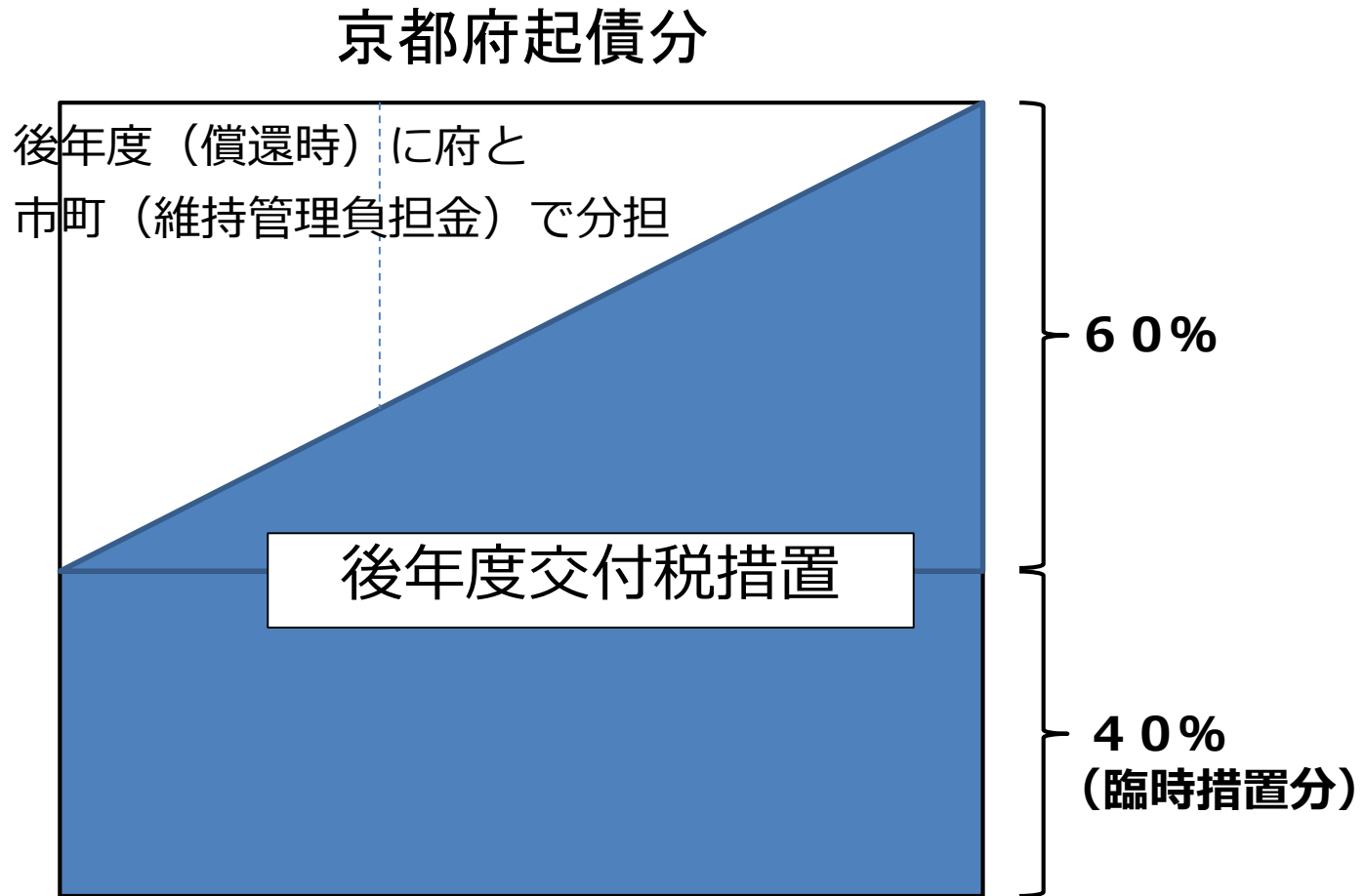


収益的収入

※ 5年毎に財政計画を作成、単価及び計画水量等を設定し、「単価×計画水量」で徴収（流域毎）
⇒ただし、毎年度、実費により精算（「実費÷単価＝水量」としている。）

③ 企業債償還金の財源

- 地方債の元利償還金（資本費）の70%は後年度交付税措置
残りを実質地方負担分として、府（一般会計繰入）と市町（維持管理負担金）
で分担



④ 企業債償還にかかる地方負担分

地方債の元利償還金（資本費）から交付税措置を除いた実質地方負担分については、府（一般会計繰入）と市町（維持管理負担金）で負担割合を協議して決定している。

○京都府負担割合の推移

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1		
桂川右岸流域	1/2	→										1/3	→								
木津川流域	1/1	1/2	→										1/3	→							
宮津湾流域	1/1	→																	7/8	→	
木津川上流流域	1/1	→							3/4	→					2/3	→					1/2

※府と市町の負担割合は、5年毎に見直している

○繰出基準

分流式の流域下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収支をもって充てることができないと認められるものに相当する額

〔下水道事業繰出基準の運用について（通知）H18.4.19〕

「分流式下水道等に要する経費」の具体的な算定方法（金額）を定めるに当たって、流域下水道事業にあつては、都道府県と市町村の間で適切な負担区分を協議して負担額を決めなければならない。

3 移行にあたっての会計上の考え方

① - 1 官庁会計（単式簿記）と公営企業会計（複式簿記）

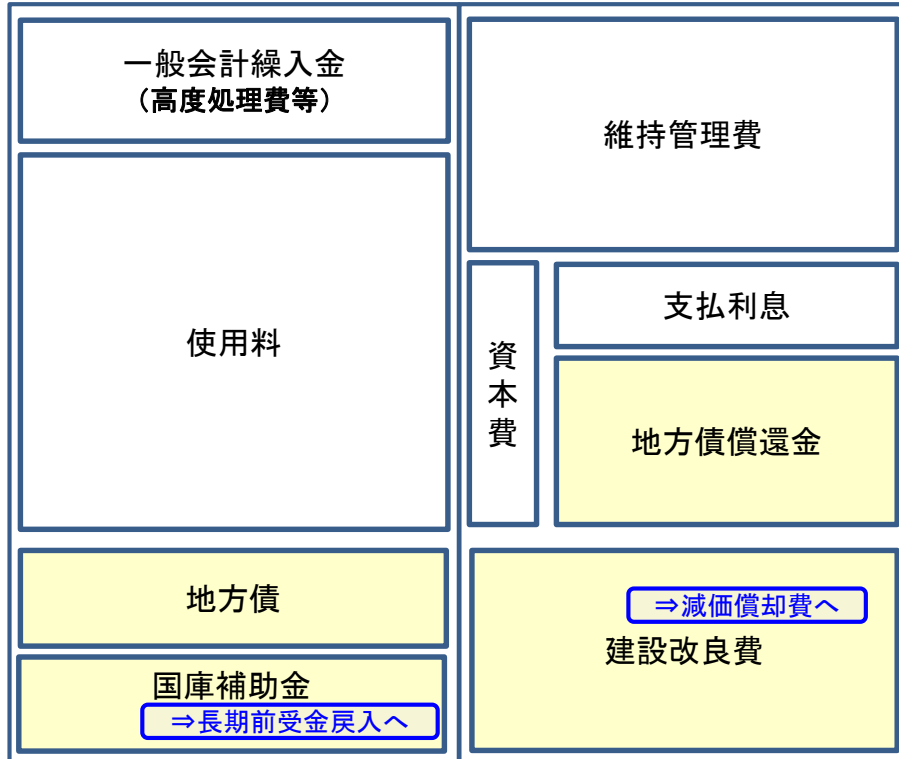
～収益的収支～

※一般的な公共下水道事業（市町が実施）の場合

官庁会計（単式簿記）

（収入）

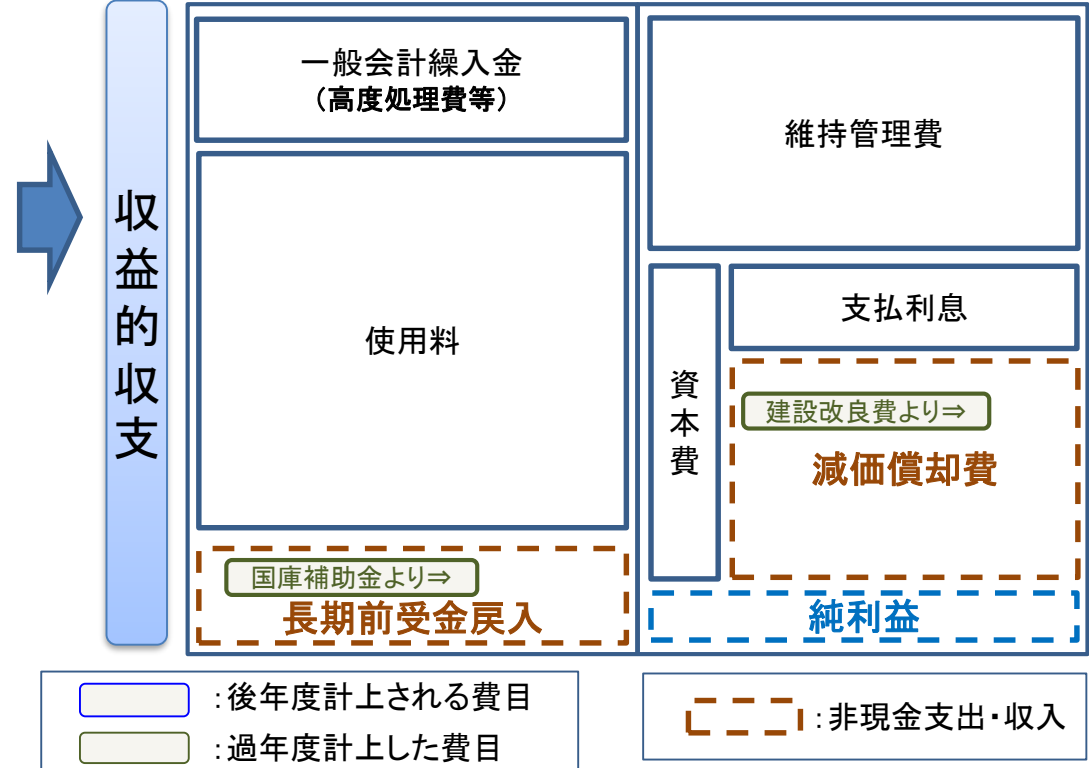
（支出）



公営企業会計（複式簿記）

（収入）

（支出）



- ・公営企業会計では、収益的収支（損益取引）と資本的収支（投下資本の増減に関する取引）に分けて整理。
- ・収益的収支において、建設改良費に係る費用は「減価償却費（非現金支出）」として耐用年数期間に亘って支出に計上され、建設改良費に係る財源である国庫補助金等は長期前受金戻入（非現金収入）として、収入に計上されることとなる。これらを含めた収支から純利益（黒字）・純損失（赤字）等が示される。

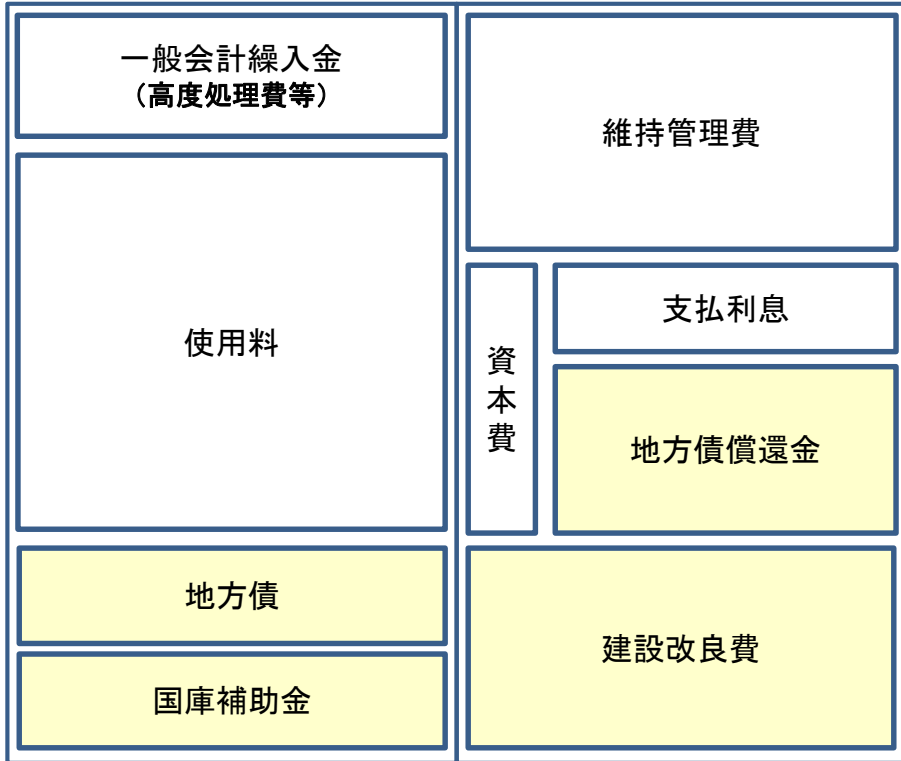
① - 2 官庁会計（単式簿記）と公営企業会計（複式簿記）～収益的収支と資本的収支～

※一般的な公共下水道事業（市町が実施）の場合

官庁会計（単式簿記）

（収入）

（支出）

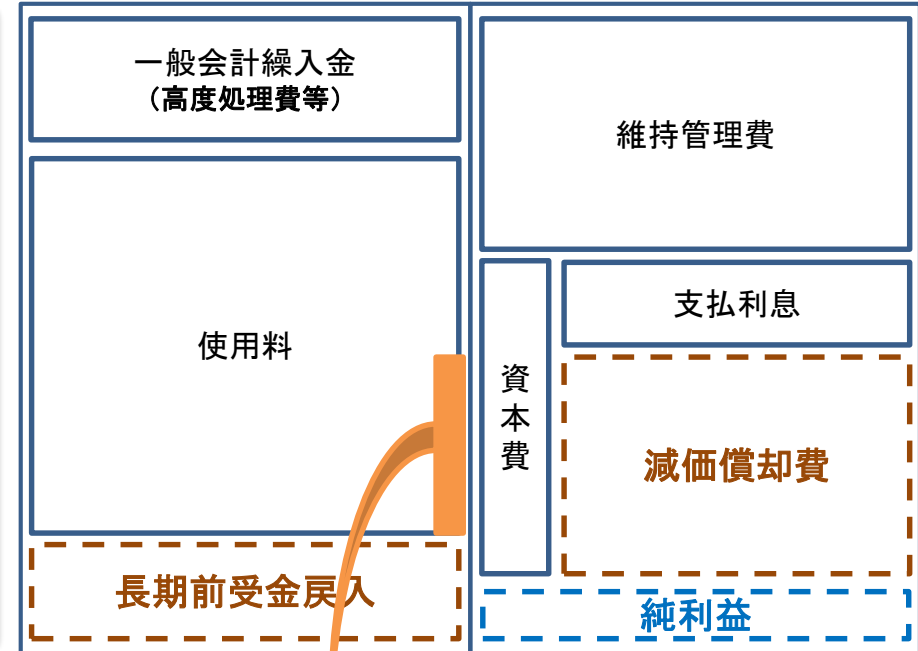


┌──┐ : 非現金支出・収入

公営企業会計（複式簿記）

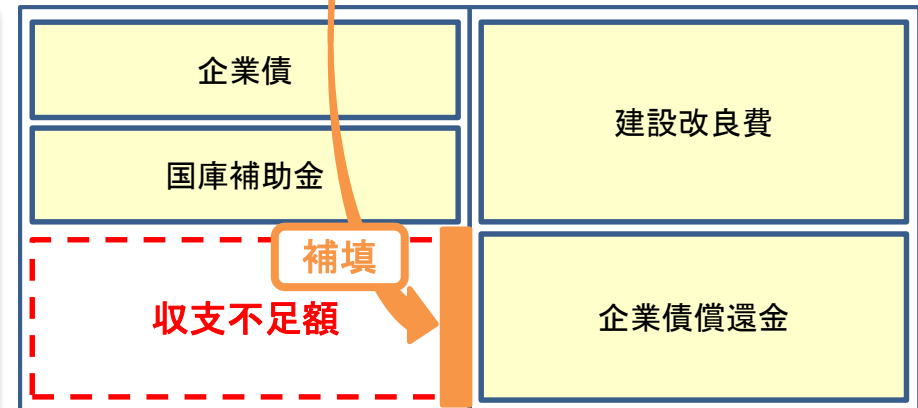
（収入）

（支出）



収益的収支

資本的収支



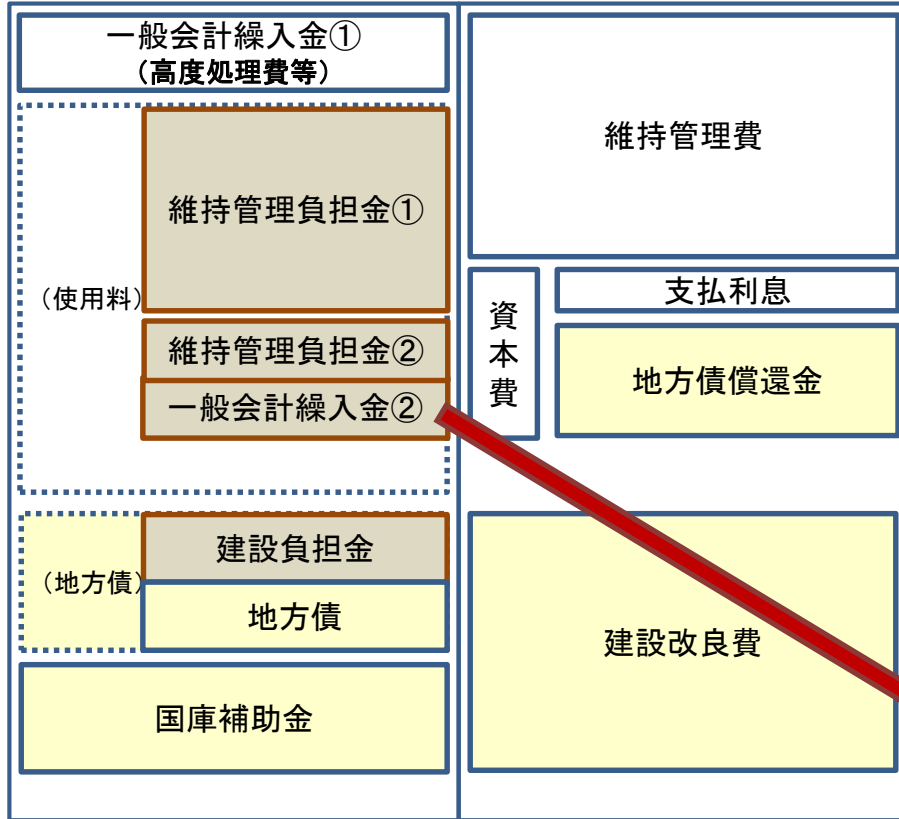
- ・収益的収支と資本的収支を合わせて見ることで、現金支出の収支が把握できる。
- ・一般的には、資本的収支は構造上収支不足となり、収益的収支の非現金支出等で補填する構造となる。

② 京都府流域下水道事業の公営企業会計への移行

官庁会計（～H30）

（収入）

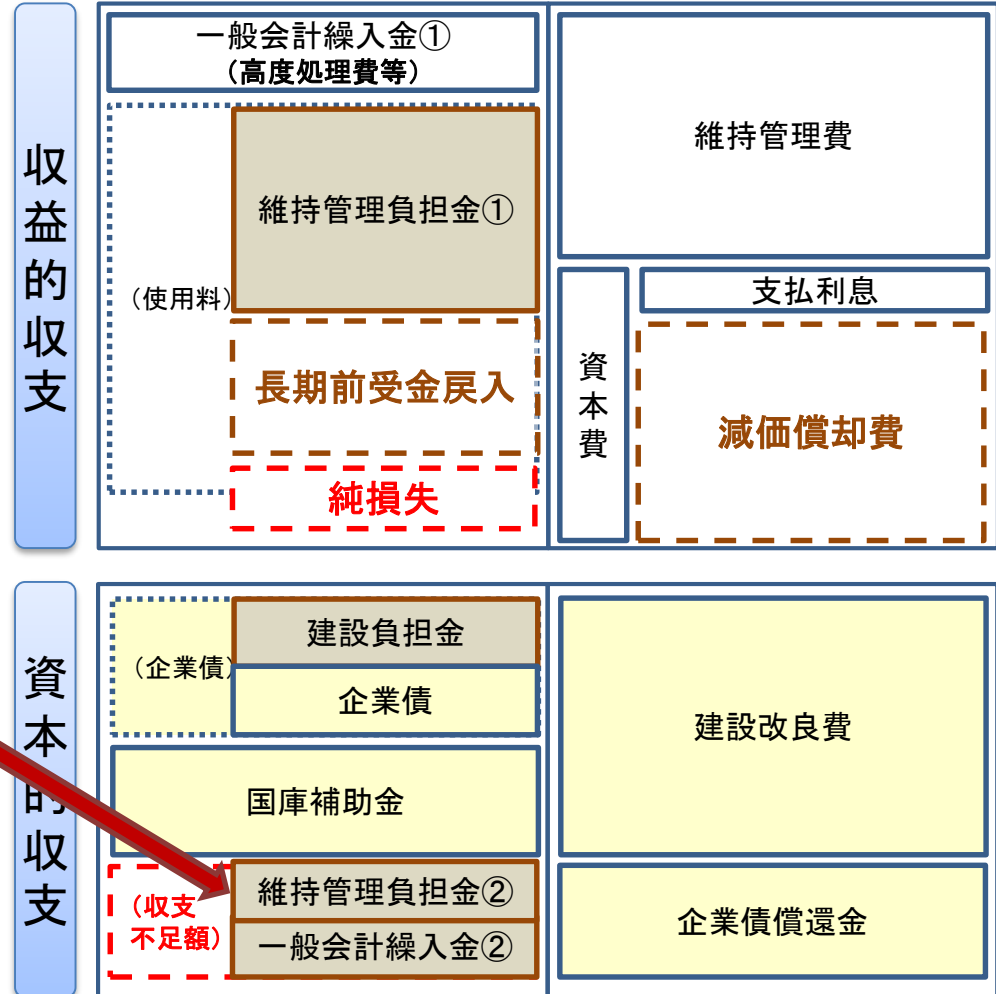
（支出）



公営企業会計（R1～）

（収入）

（支出）



収益的収支

資本的収支

- : 流域下水道事業特有の費目
- : 公共下水道における費目
- : 非現金支出・収入

※建設費負担金が生じていることにより、公共下水道事業と比較すると長期前受金戻入は増加、企業債（地方債）償還金は減少

③ 移行にあたっての会計上の考え方

- ・流域下水道事業と一般的な公共下水道事業で大きく異なる点は、
 - ・維持管理・建設に係る費用の一部を市町から負担金として徴収している
 - ・地方債償還に係る費用のうち市町負担以外の部分は府の一般会計で負担
- ・公共下水道事業において使用料として回収している部分は、流域下水道事業においては維持管理負担金①②及び府の一般会計繰入②となっている。
- ・維持管理負担金②及び一般会計繰入金②は企業債(地方債)償還に係るものとして現金ベースで算出していることから、公営企業会計においては資本的収支に計上されている。
- ・これにより、3条の減価償却費に対応する収入がなく、収益的収支に純損失が生じている。
- ・その分4条赤字が少なくなっている。
- ・国庫補助金に加えて建設負担金が「長期前受金」となり、後年度の3条収入に「長期前受金戻入」として計上される。

4 市町負担金の係る計上方法の見直し（案）

① 京都府流域下水道事業会計の課題

課題1

建設改良費及び資本費に係る市町負担金の算定が損益計算ベースと
なっていない



○負担の公平性
○3条赤字

課題2

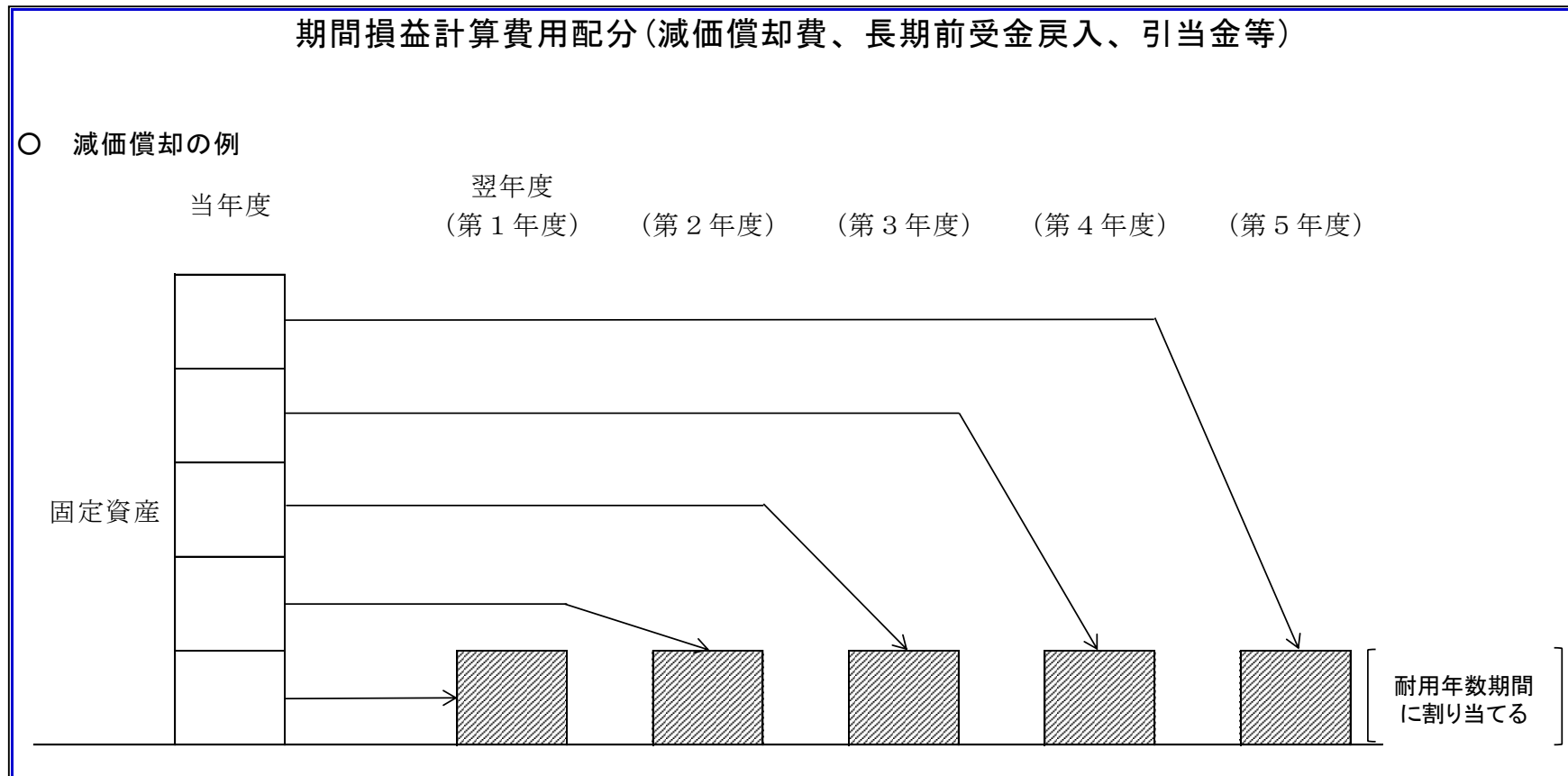
資金不足



○資金の確保

② 期間損益計算費用配分について

簿記における「負担の公平性」とは、期間損益計算費用配分に基づく負担がなされていること

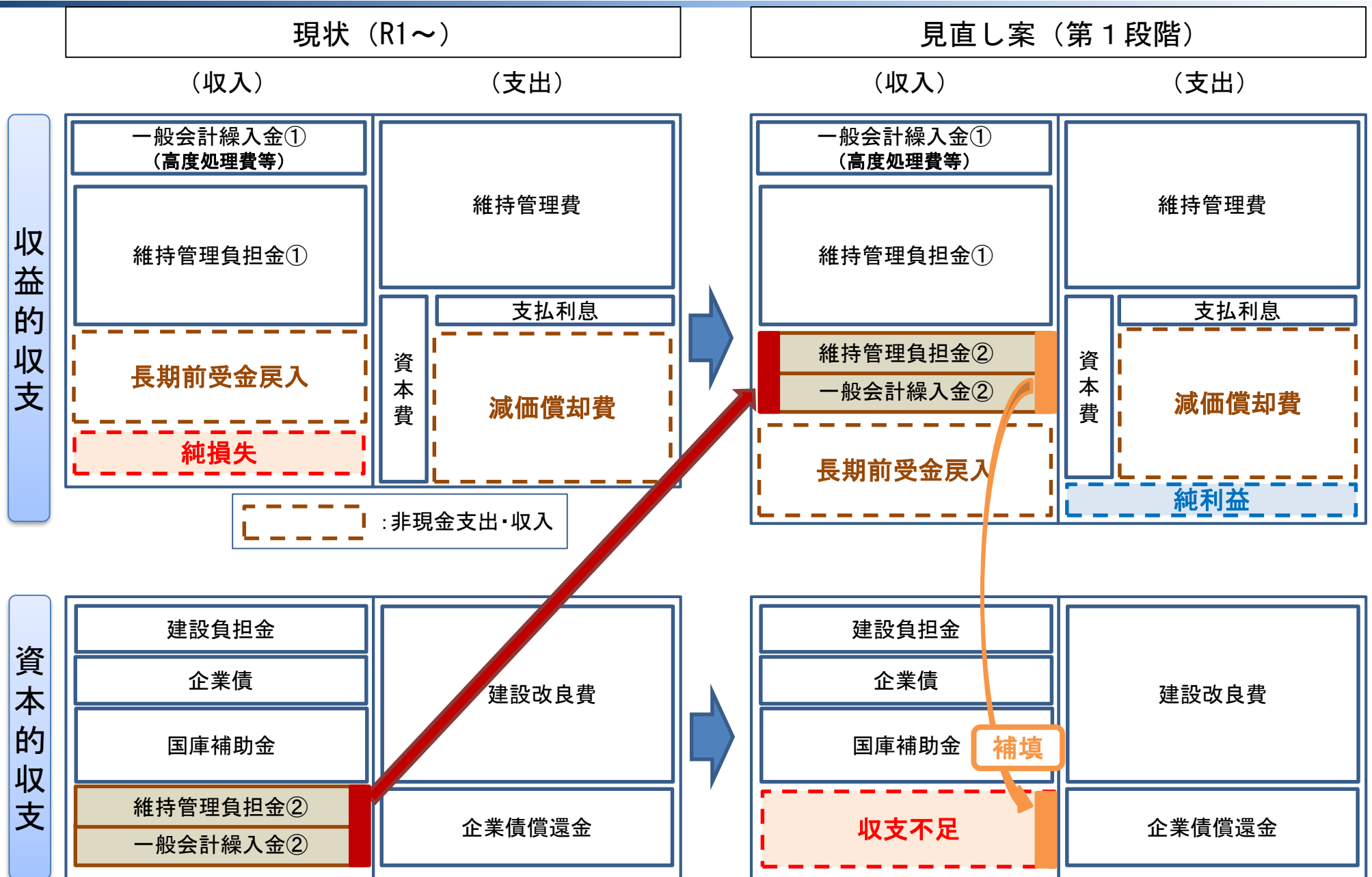


○現金支出の結果である費用のうち、その年度の収益の獲得に役立ったと考えられる部分だけがその年度の費用として認められ、翌年度以降の収益に見合う部分支出の効果が翌年度以降に持続するものは資産として繰り延べられる ⇒**簿記として正しい年度費用**

○地方公営企業法第20条第1項

地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、全ての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に**正しく割り当てなければならない**。

③ - 1 維持管理負担金に係る計上方法の見直し (案)



③－２ 維持管理負担金に係る計上方法の見直し（案）

現状・課題

- 維持管理負担金②及び一般会計繰入金②は建設費等（企業債償還金）に充てる名目として現金ベースで算出していることから、資本的収支に計上されている。これにより、
- ・簿記として、期間損益計算費用配分に基づく正しい年度費用が計上されているとは言えない状況。
 - ・収益的収支に純損失が生じている。



見直し案

維持管理負担金②及び一般会計繰入金を減価償却費に基づく損益計算ベースで算出するように見直し、3条収入とする。



見直しにより改善される点

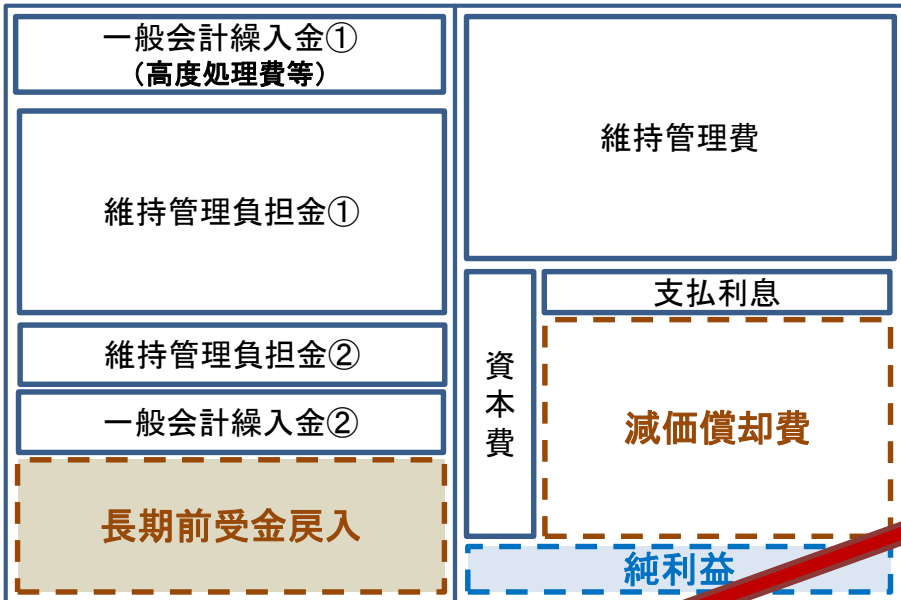
- ・ 3条赤字が解消される。
- ・ 現状よりも経営状況を的確に把握できるようになる。
- ・ 4条の収支不足を3条で埋める、一般的な公営企業会計の形に近づく。

④ - 1 建設負担金に係る計上方法の見直し (案)

見直し案 (第1段階)

(収入)

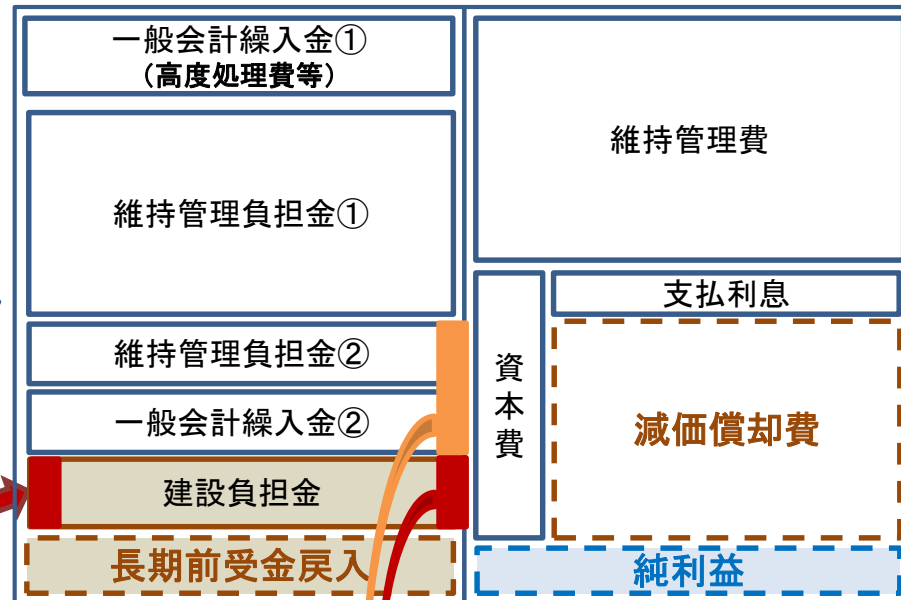
(支出)



見直し案 (第2段階)

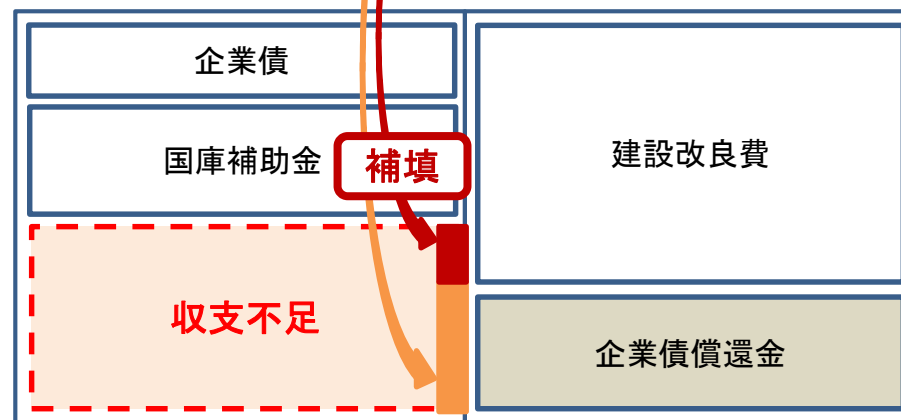
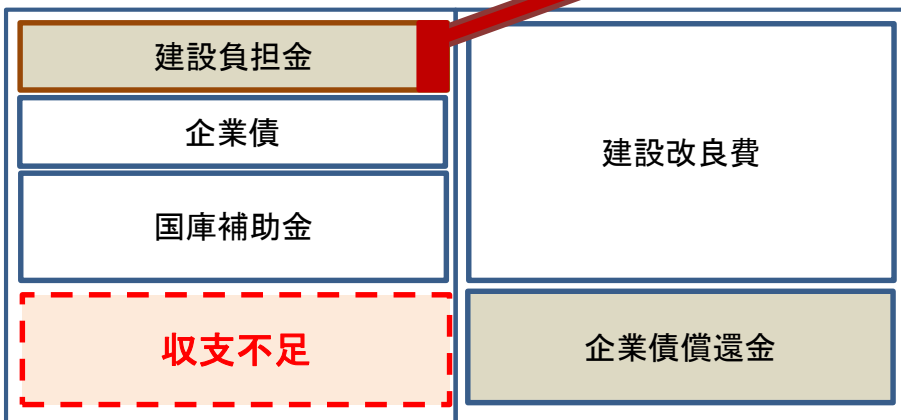
(収入)

(支出)



収益的
収支

資本的
収支



④－２ 建設負担金に係る計上方法の見直し（案）

現状・課題

- ・建設負担金については、所要額を市町からは現金ベースで徴収しているため、4条収入となるとともに、長期前受金戻入として3条収入に計上される。
- ・簿記として、期間損益計算費用配分に基づく正しい年度費用が計上されているとは言えない状況であるため、負担の公平性の観点から、必ずしも適正でない状況である。



見直し案

建設負担金を減価償却費に基づく損益計算ベースで算出するように見直し、3条収益とする。



見直しにより改善される点

全ての市町負担金が3条収入化されることで、簿記の原則に基づく負担の公平性が確保される。

⑤ 課題及び対応（案）

移行期の現金不足

建設費を前払いで負担してもらう制度である「建設負担金」を、減価償却のタイミングでの支払いに改めると、移行期は資金不足に陥ることになる。



建設改良費及び市町負担金の平準化により対応（現状の負担金額を超えない）

交付税措置の適用について

建設負担金について、従来は市町は起債した資金を建設費負担金として支払いしており、交付税措置の対象となっている。

建設負担金を減価償却費ベースに改めると、建設負担金のために市町が起債することがなくなるため、市町の交付税措置の適用外となる。

⇒総務省への制度改正の要望が必要

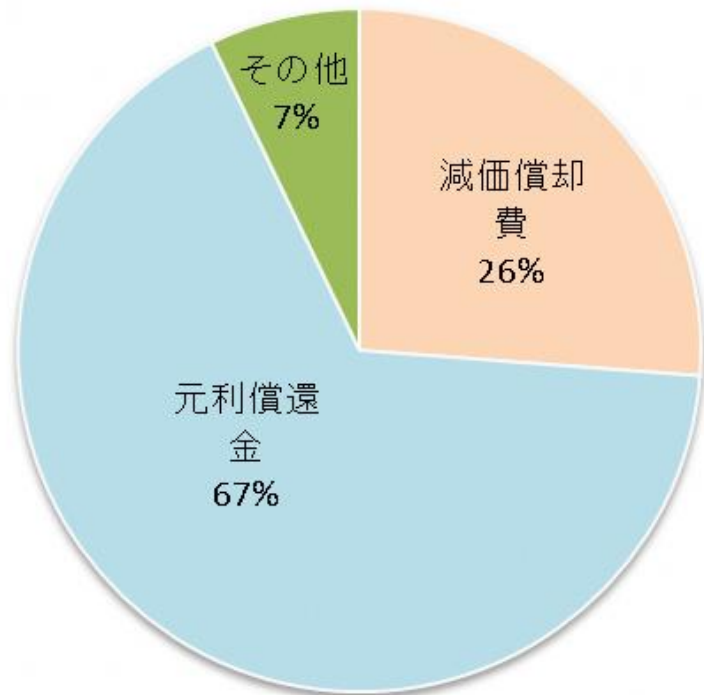
（参考）普通交付税に関する省令（総務省令）
十二 下水道事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

資金の確保

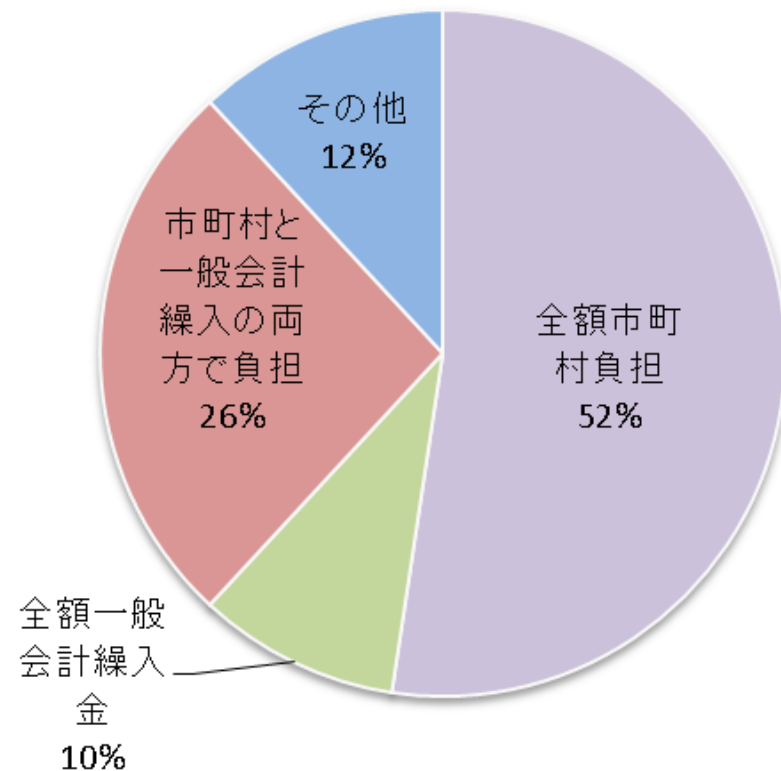
負担金の徴収時期等の検討

(流域下水道事業実施42都道府県中)

○資本費の算定方法



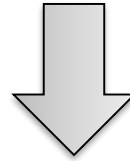
○交付税措置を除いた資本費の負担について



② 資本費負担割合のあり方について

現状

分流式下水道等の要する経費に係る繰入金（資本費負担割合）は、5年毎に見直ししてきているところ。（各流域とも段階的に引き上げ）



今後

- これまでの経緯や流域毎の状況も十分に踏まえつつ、引き続き定期的に見直ししていく方向。
- 流域下水道の財政シミュレーション結果や他都道府県の動向、近隣市町（単独公共）の使用料との比較等により検討。